

愛知学院大学試験における不正行為に関する規程

平成 30 年 4 月 1 日

施行

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛知学院大学学生懲戒規程第 7 条第 1 号に則り、愛知学院大学が実施する定期試験、追試験、再試験、レポート試験又はその他成績評価となる試験における不正行為に関する必要な事項を定める。

(試験等における不正行為の定義)

第 2 条 試験等における不正行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 試験における不正行為

- ア 身代わり受験をすること又はさせること。
- イ カンニングペーパーを使用又は所持すること。
- ウ 参照を許可されたもの以外の書籍、ノート等を見ること。
- エ 使用を許可されたもの以外の通信、各種記録の機能を備えた機器を使用すること又は使用可能な状態で所持すること。
- オ 他者の答案を見ること又は見せること。
- カ 他者から答案について指示を受けること又は他者に指示を与えること。
- キ 他者と答案用紙を交換すること。
- ク 机上に受験科目に関する内容を記入すること。
- ケ 試験場外から答案用紙を持ち込むこと。
- コ その他公正な試験を妨げると認められる行為

(2) レポート試験等の作成における不正行為

- ア 作成において、捏造、改ざん、盗用等を行うこと。
- イ 他者のレポートを自分のものとして提出すること。
- ウ ア及びイに掲げる行為を幫助すること。
- エ その他公正な成績評価を妨げると認められる行為

(試験における不正行為の取扱い)

第 3 条 試験監督者は、試験において不正行為を行っていることが認められる受験者（以下「当該学生」という。）に対し、当該試験の受験を中止させ、試験終了までその場に待機させるものとする。

- 2 前項の場合において、試験監督者は、不正行為であることを示す証拠品（カンニングペーパー等）を発見したときには、当該学生に証拠品として確保する旨申し伝えた上で、極力確保するものとする。
- 3 試験監督者は、試験終了後、当該学生を試験本部に同行し、速やかに「不正行為報告書」に記入し、不正行為の内容を報告するものとする。
- 4 教務担当部簡署は、前項の報告を受けて、教務部長、学生部長、当該学生所属の学部長（以下「所属学部長」という。）並びに当該授業科目を開設する学部長（以下「科目開設学部長」という。）に不正行為の内容を報告しなければならない。

(レポート等の作成における不正行為の取扱い)

第 4 条 授業担当教員は、レポート等の作成において不正行為を行っていることが認めら

れる場合には、速やかに科目開設学部長に不正行為の内容を報告するものとする。

- 2 科目開設学部長は、前項の報告を受けて、教務部長、学生部長、所属学部長に不正行為の内容を報告しなければならない。

(委員会の開催)

第5条 学生部長は、第3条第4項及び前条第2項の報告を受けたときは、愛知学院大学学生懲戒規程第11条第3項に基づいて、学生委員会を開催し、当該学生の懲戒処分について審議しなければならない。

- 2 前項の場合において、学生委員会が懲戒処分の決定をしたときは、学生部長は代表教授会に懲戒処分の承認を求め、その承認を得て処分の内容を学長に上申する。

(不正行為者の処分)

第6条 前条第2項の規定により懲戒を行うことを決定した場合の処分は次のとおりとする。

- (1) 1ヶ月の停学とし、不正行為を行った学期の履修科目の全科目を無効とする。
- (2) 身代わり受験をした者又はさせた者は、双方とも無期停学とし、その年度の履修科目の全科目を無効とする。
- (3) 再試験においての不正行為は、1ヶ月の停学とし再試験の受験科目の全科目を無効とし、卒業又は進級を不可とする。
- (4) 再度、不正行為を行った者は、退学処分とする。

(試験場より退場の措置)

第7条 次の行為を行った者は、監督者等の判断により試験場からの退場を命じ、その期の当該科目を無効とする。ただし、退場は60分の試験においては試験開始の25分以後、90分の試験においては試験開始の35分以後とする。

- (1) 本学発行の本人の学生証又は、仮受験票を所持しない者
- (2) 試験中に私語を發した者
- (3) 試験場内で物品(筆記用具、消しゴムを含む)を貸借した者
- (4) 監督者の注意又は、指示を無視した者

(改正)

第8条 この規程の改正は、教務委員会並びに学生委員会の議を経て、代表教授会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

試験についての不正行為に関する内規は、この規程の施行日をもって廃止する。